

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(建築指導課)

ページ

号外 (二) 平成二十七年十二月四日

## 規 則

岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百一十一号

岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

### (趣旨)

第一条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（計画の認定の申請書の添付書類）

第二条 省令第二十八条第二項の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第十七条第三項に規定する計画の認定を受けようとする計画が同項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が建築物の地震に対する安全性に関する評価を的確に遂行するに足りる技術的能力を有すると認めたる者（以下「耐震判定機関」という。）が証する書類又はその写し

二 省令第二十八条第一項の表のい項に掲げる図書（付近見取図、配置図及び各階平面図に限る。）

三 その他知事が必要と認める書類

2 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者が省令第二十八条第二項の申請書に前項各号に掲げる書類を添えたときは、省令第二十八条第二項の構造計算書を添えることを要しない。

(計画の変更認定の申請)

第三条 法第十八条第一項の規定により建築物の耐震改修の計画の変更の認定を受けようとする者は、耐震改修計画変更認定申請書(別記様式)の正本及び副本に、それぞれ当該計画に係る省令第三十条第二項の通知書又はその写し及び変更後の計画に係る前条第一項各号に掲げる書類を添えて、これらを知事に提出するものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類)

第四条 省令第三十三条第一項の規定(法第二十二條第一項の規定による認定の申請を省令第三十三条第一項第二号に掲げる図書を添えて行う場合に限る。)により知事が規則で定める書類は、同項の表に掲げる図書(付近見取図、配置図及び各階平面図に限る。)とする。

2 省令第三十三条第二項第一号の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第二十二條第二項の認定を受けようとする建築物が同項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを耐震判定機関が証する書類又はその写し

二 省令第三十三条第一項の表に掲げる図書(付近見取図、配置図及び各階平面図に限る。)

三 その他知事が必要と認める書類

3 省令第三十三条第二項第二号の規定により知事が規則で定める書類は、同条第一項の表に掲げる図書(付近見取図、配置図及び各階平面図に限る。)とする。

4 法第二十二條第一項の規定により認定の申請をしようとする者が省令第三十三条第二項第一号に規定する申請書に第二項各号に掲げる書類を添えたときは、省令第三十三条第二項第一号の構造計算書を添えることを要しない。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類)

第五条 省令第三十七条第一項第三号の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第二十五條第二項の認定を受けようとする区分所有建築物が同項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを耐震判定機関が証する書類又はその写し

二 省令第三十三条第一項の表に掲げる図書(配置図及び各階平面図に限る。)

三 その他知事が必要と認める書類

2 法第二十五條第一項の規定により認定の申請をしようとする者が省令第三十七条第一項の申請書に前項各号に掲げる書類を添えたときは、省令第三十七条第一項第二号の構造計算書を添えることを要しない。

(要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果に係る報告書の添付書類)

第六条 省令附則第三条において準用する省令第五条第四項の規定により知事が規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 法附則第三条第一項の規定により行った耐震診断の結果を耐震判定機関が証する書類又はその写しを提出する場合

イ 当該書類又はその写し

ロ 省令第三十三条第一項の表に掲げる図書(配置図及び各階平面図に限る。)

ハ その他知事が必要と認める書類

二 前号に掲げる場合以外の場合

イ 省令第三十三条第一項の表に掲げる図書

ロ 省令第三十三条第二項第一号の構造計算書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (第3条関係)

耐震改修計画変更認定申請書

年 月 日

建築事務所長 様

住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名



建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定により認定を受けた建築物の耐震改修の計画について、下記のとおり変更したいので、同法第18条第1項の規定により当該計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

認定年月日 及び認定番号	年 月 日	第 号
変更の内容		
変更の理由		
受付欄	決裁欄	処理欄

注 印のある欄は記入しないでください。

平成二十七年十二月四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社